

議案第9号

北上市市税条例の一部を改正する条例

北上市市税条例（平成3年北上市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （読替規定）</p> <p>第12条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第65条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2～16 [略]</p> <p>（平成26年度から平成35年度までの個人の市民税の税率の特例）</p> <p>第50条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>附 則 （読替規定）</p> <p>第12条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第65条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>附則第15条</u>から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2～16 [略]</p> <p><u>17 法附則第62条の規定により条例で定める割合は零とする。</u></p> <p>（平成26年度から令和5年度までの個人の市民税の税率の特例）</p> <p>第50条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る</u></p>

手続等)

第51条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の北上市市税条例附則第12条及び第12条の2の規定は、令和2年4月30日から適用する。

令和2年5月18日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税及び徴収猶予の特例について定めるほか、所要の改正をしようとするものである。